

周南市子ども未来夢基金条例

(設置)

**第1条** 安心して子育てができる環境づくりを推進し、子どもたちの健やかな成長に資するため、周南市子ども未来夢基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、次の各号に定める額とする。

- (1) モーターボート競走事業会計から一般会計への繰出金のうち一般会計歳入歳出予算で定める額
- (2) 前条の目的のための寄附金の額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算で定める額

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、第1条の目的に係る事業の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(周南市子ども未来夢基金条例の一部改正)

2 周南市子ども未来夢基金条例（平成26年周南市条例38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「徳山モーターボート競走事業会計」を「モーターボート競走事業会計」に改める。